

第 6253 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 5日 月曜日
発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp	

♠ 定期保険等の保険料の取扱い

Q：法人契約の定期保険と第三分野保険の保険料の取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

さきごろ、法人契約の定期保険及び第三分野保険の保険料の取扱いを改正する通達が発遣されました。

新通達では、定期保険の保険料の取扱いと第三分野保険の保険料の取扱いが一つにまとめられ(定期保険等という)、これまであった個別通達を廃止したうえで、「定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の取扱い」を新設しています。「相当多額の前払部分の保険料が含まれている保険」とは、最高解約返戻率が50%超の保険をいい、この場合には、保険料を一定期間一定割合を資産計上しなければならないとしています。

概要は、次のとおりです。

- ① 最高解約返戻率が50%超75%以下
 保険開始期間から4割の期間までは支払保険料の40%を資産計上
- ② 最高解約返戻率が75%超85%以下
 保険開始期間から4割の期間までは支払保険料の60%を資産計上
- ③ 最高解約返戻率が85%超
 保険開始期間から解約返戻率がピークになるまでの期間を資産計上
 当初10年までは支払保険料×ピーク時返戻率×0.9、11年以後は支払保険料×ピーク時返戻率×0.7を資産計上

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

